

岩手県告示第463号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年7月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年6月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 山昇株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市村崎野15地割356番地3
 - ウ 代表者の氏名 小原昇
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第9760号
 - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 盛岡地方裁判所花巻支部から平成24年6月11日付けで破産手続廃止決定が確定した旨の通知があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年6月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社鈴木重機
 - イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻勘九郎東11番地
 - ウ 代表者の氏名 鈴木昭雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第9818号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年6月4日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成24年6月1日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社盛都ホーム
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町七ツ森185番地4
 - ウ 代表者の氏名 高橋久夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-20）第9931号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年5月30日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成24年6月14日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社盛都ホーム
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町七ツ森185番地4
 - ウ 代表者の氏名 高橋久夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-20）第9931号
 - (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年6月14日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成24年6月5日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 工藤建築板金

イ 主たる営業所の所在地 八幡平市堀切第10地割12番地1

ウ 代表者の氏名 工藤美栄子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-22)第20407号

(3) 処分の内容 屋根工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成24年6月4日付けで屋根工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成24年6月7日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 合名会社SRG三陸技建

イ 主たる営業所の所在地 宮古市長沢第9地割71番地3

ウ 代表者の氏名 吉田陽二

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-21)第120085号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成24年5月16日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成24年6月19日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社近江建設

イ 主たる営業所の所在地 一関市藤沢町砂子田字高田88番地の3

ウ 代表者の氏名 近江育夫

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-22)第3069号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成24年6月18日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。